



清友短信

発行 2025年6月18日

No. 109

TEL.075-431-4361 FAX.075-431-4365

新リース会計基準と税務

新リース会計基準の公表によって、「リースの借手」の処理が大きく変わります。ただし、適用対象企業は、上場企業・大会社で、中小企業は任意適用となります。

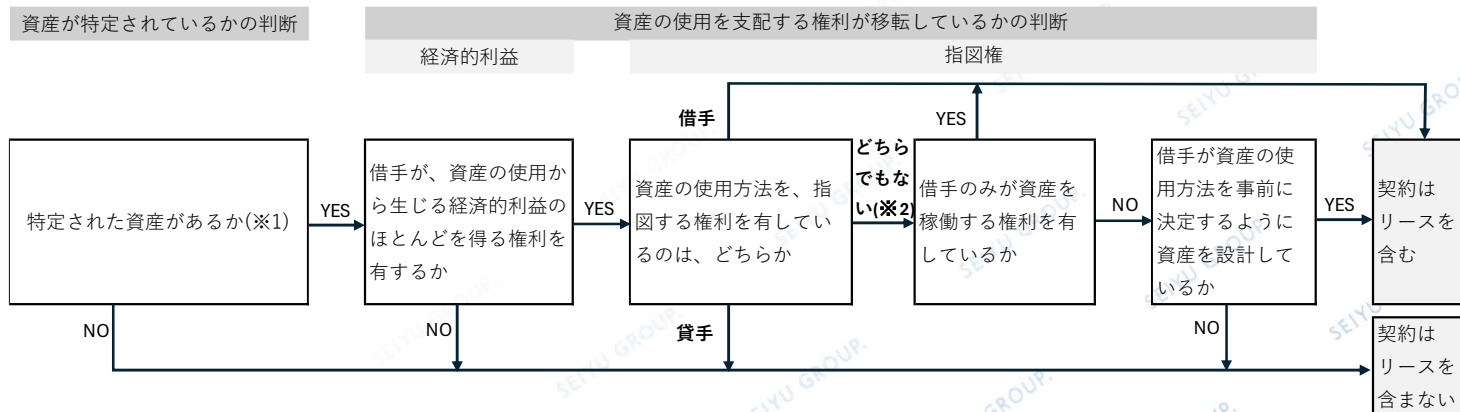
旧リース会計基準ではファイナンスリースとオペレーティングリースで会計処理が異なりましたが、新リース会計基準では、リース取引に該当すれば一律に、オンバランス(図表2参照)することが求められます。リース取引に該当するかどうかは下記の図表1により判断します。

令和7年度税制改正に伴い、オペレーティングリースについて税務上は従前通りオフバランスが継続されることになり、原則全てのリースについてオンバランスする新リース会計基準と対応が異なるため、新会計基準を適用する企業は申告調整が必要です。(図表2参照)

また、これまで所有権移転外リース契約を締結したリース資産は取得価額から残価保証額を控除した金額を減価償却していましたが、今回の改正により令和9年4月1日以後は、取得価額から残価保証額を控除せず全額を減価償却することになります。加えて、令和9年4月1日以前に取得した所有権移転外リース資産についても、令和7年4月1日以後開始する事業年度において、所轄税務署長に届出の提出を行えば、同様の方法により均等償却ができる経過措置(ただし、適用には所轄税務署長に届出の提出が必要)が設けられました。

ご不明な点がございましたら、当事務所の担当者にお問い合わせください。

図表1



(※1)貸手がリース期間中に同型の資産に交換する権利を有しないことや、資産の一部を使用する権利ではなく独立した資産であることを考慮する。

(※2)資産の使用方法に係る決定が事前になされている。

図表2

区分	会計	税務
ファイナンスリース	原則すべてのリースについて使用権資産とリース負債を計上(オンバランス)	売買処理を継続(オンバランス)
オペレーティングリース		賃貸借処理を継続(オフバランス)